



令和 7(2025)年度 柏崎市立児童クラブ入会申請のお知らせ



1 児童クラブの対象児童

市内に住所があつて、保護者(70歳未満)が労働などのため、小学校の放課後や夏季休業日などの学校休業日に留守家庭になる小学校の児童です。

また、保護者の病気や病人の介護などで、留守家庭と同じ状況にある児童も対象になります。

2 開設日時

平日(学校休業日を除く。)	午後 1 時30分から午後6時30分まで
土曜日・学校休業日	午前 7 時30分から午後6時30分まで
土曜日の開設について	4月と5月は全クラブを開設しますが、6月～3月は一部クラブを集約して開設する予定です。開設がないクラブに入会する方は、近隣地区等のクラブを利用してください。→ 土曜日に開設しているクラブは、3ページ目を御確認ください。

※ 学校休業日とは、夏季休業日や学年始(年末)休業日及び学校行事の代休日などをいいます。

3 閉設日

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日まで
- (2) 学校閉鎖になった場合、その学校の閉鎖期間(該当するクラブのみ)
(学級閉鎖、学年閉鎖の場合は、閉鎖された学級や学年の児童は利用することができません。)

4 使用料等

利用回数にかかわらず月額 4,750円(8月は 9,500円)です。

※ 月の途中で入会又は退会する場合は、日割りによって計算した額を負担していただきます。

※ 児童クラブでは、保護者で構成する保護者会を設置しており、使用料のほかに、工作の材料費などに充てる「保護者会費」を徴収しています。

5 受付に関する留意事項について

- (1) 希望する児童クラブに定員を超える入会申請があつた場合には、入会の必要性が高い低学年児童などを優先して受け入れますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 比角、剣野、半田、田尻、枇杷島は、町名による地区割りで第一児童クラブか第二児童クラブを決定します。申請状況に応じて年度ごとに地区割りが変わることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 入会手続き(申請手続、入会許可後の手続)

(1) 申請に必要な書類

- ① 柏崎市立児童クラブ入会許可申請書
- ② 入会要件を証明する書類 ※同居の家族全員分(未成年、高校生及び70歳以上の方を除く。)

入会要件(同居家族の状況)	証明書類
家庭外で労働の場合	就労を証明する書類
家庭内で労働の場合	「自営業・農業従事申述書」
病気等で入院又は通院中の場合	「申出書」及び医療機関の診察券(写)等
心身に障がいがある場合	「申出書」及び障害者手帳(写)等
看護等をしている場合	「申出書」及び看護を受けている人の医療機関の診察券(写)等

※ 申請書類、自営業・農業従事申述書、申出書は、子育て支援課と各児童クラブにある他、市 HP からダウンロードできます。

(2) 使用料の減免申請に必要な書類(減免要件に該当しない場合は、提出不要です。)

① 柏崎市立児童クラブ使用料減免申請書

② 減免要件を証明する書類

減免要件	証明書類	「保護者個人番号」の記入
同一世帯から複数の児童が入会する場合 【半額減免(最年長の児童を除く他の児童)】	不要	不要
児童扶養手当の支給を受けている場合 【半額減免(全ての児童)】	児童扶養手当証(写)	必要(ただし、証明書類を提出 する場合は、記入不要です。)
ひとり親家庭等医療費助成を受けている場合 【半額減免(全ての児童)】	ひとり親家庭等医療費 助成受給者証(写)	
生活保護法による被保護世帯の場合 【全額減免(全ての児童)】	被保護者証明証(写)	「使用料減免申請書」を封筒に 入れ、封をして御提出ください。
里親に委託された児童の場合 【全額減免(全ての児童)】	要件に該当することが わかる書類(写)	

(3) 入会許可後の手続

利用に当たっては、入会する児童クラブの職員と事前に面談を行っていただく必要があります(面談では、お子さんの普段の様子をお聞きしたり、クラブでのルールなどを説明したりさせていただきます)。

このため、「入会許可書」がお手元に届き次第、児童クラブへ連絡し、日程調整の上、事前面談を行っていただくようお願いいたします。

※面談を行っていない場合、「入会許可書」が発行されていても、クラブを利用いただくことができません。

(4) 入会申請書類の受付時間

受付	児童クラブ	子育て支援課
平日のみ	13:30~18:30	8:30~17:15

(5) その他

次に該当する場合は、申請書類を受け付けることができません。

添付書類の不備がある場合	→ 上記入会手続に記載のある証明書類を添付して申請してください。
児童クラブ使用料の滞納がある場合	→ 未納分を納付してから、申請してください。

【柏崎市立児童クラブ一覧】

	施設名	所在地	電話番号	土曜日に 集約開設する 予定のクラブ (6月～3月)
1	比角第一児童クラブ	扇町2番22号(比角小学校校舎内1階)	24-3741	○
2	比角第二児童クラブ	豊町3番59号(総合福祉センター内1階)	20-6320	
3	榎原児童クラブ	春日三丁目4番35号(榎原小学校敷地内)	47-7700	○
4	剣野第一児童クラブ	常盤台25番3号(剣野小学校敷地内)	21-8981	○
5	剣野第二児童クラブ	常盤台25番24号(剣野小学校校舎内2階)	22-7722	
6	半田第一児童クラブ	南半田1番1号(半田小学校敷地内)	32-4633	○
7	半田第二児童クラブ	南半田9番24号(南半田集会所)	24-8778	
8	田尻第一児童クラブ	大字安田1455番地(田尻小学校校舎内1階)	22-4105	○
9	田尻第二児童クラブ	大字安田1455番地(田尻小学校校舎内2階)	22-4325	
10	新道児童クラブ	大字新道4977番地(下村会館)	24-8119	○
11	枇杷島第一児童クラブ	関町9番34号(枇杷島小学校敷地内)	21-3990	
12	枇杷島第二児童クラブ	関町9番34号(枇杷島小学校校舎内2階)	32-8122	
13	荒浜児童クラブ	荒浜一丁目2番11号(荒浜小学校敷地内)	41-5017	○
14	北鯖石児童クラブ	大字中田1743番地2(北鯖石小学校校舎内1階)	32-3209	
15	日吉児童クラブ	大字土合806番地(日吉小学校校舎内1階)	24-0211	
16	柏崎児童クラブ	学校町1番88号(柏崎小学校校舎内1階)	21-8758	○
17	鯖石児童クラブ	大字加納2628番地1(鯖石小学校校舎内1階)	27-2262	
18	大洲児童クラブ	大久保二丁目10番13号(大洲小学校校舎内1階)	22-2240	
19	にしやま児童クラブ	西山町坂田231番地2(にしやま児童館内2階)	31-7036	○
20	中通児童クラブ	大字曾地130番地(中通小学校校舎内1階)	28-2499	
21	北条児童クラブ	大字北条1981番地1(北条小学校校舎内2階)	25-3070	
22	米山児童クラブ	米山町304番地4(米山小学校校舎内1階)	26-2286	
23	鯨波児童クラブ	大字鯨波乙1032番地(鯨波小学校校舎内2階)	22-2556	

※ 比角、剣野、半田、田尻、枇杷島は、町名による地区割り第一児童クラブか第二児童クラブを決定します。申請状況に応じて年度ごとに地区割りが変わることがありますので、御了承ください。

※ 土曜日のクラブの開設については、4月と5月は全クラブを開設しますが、6月～3月は一部クラブを集約して開設する予定です。土曜日に開設がないクラブに入会する方は、近隣地区等のクラブを利用してください。

御不明な点がございましたら、子育て支援課育成支援係までお問い合わせください。

【問合せ先】

子ども未来部子育て支援課育成支援係(元気館2階)
☎ 47-7075(直通)